

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①” RESUMING OUR TRANSITION TOWARDS COVID RESILIENCE”について 11 月 20 日、MOH は、各種規制の緩和、VDS の拡大、ブースタ接種プログラムの拡大等について発表しました。

<主なポイント>

- ・ 11 月 22 日から、社交（social gathering）の人数制限を 2 人から 5 人に増やす。
- ・ 11 月 22 日から、1 日 1 世帯あたり 2 人の訪問者の上限を、1 日 1 世帯あたり 5 人の訪問者に拡大する。
- ・ ワクチン接種が完了している場合、同一世帯からでなくても最大 5 人のグループで飲食店（F&B）での食事が許可される。ワクチン未接種の 12 歳以下の子供は、同一世帯の子供である限り、5 人のグループに含めることができる。12 月 1 日から医学的にワクチン接種ができない人も 5 人のグループに含めることができる。
- ・ ホーカーセンターやコーヒーショップでは、最大 5 人のグループで食事をするのができるのは VDS（Vaccination-Differentiated Safe Management Measures）が実施されている場所のみとなる。
- ・ 11 月 22 日から、結婚式と結婚披露宴の安全管理措置（SMMs）を調整し、より多くの活動ができるようにする。

（11 月 22 日以降の変更点 Annex A：<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release---annex-a-20-nov-2021.pdf>）

- ・ VDS が実施されている場所に、非ワクチン接種者は PET（Pre-Event Testing）を受検し、陰性結果を提示すれば入場できる、という措置を廃止し、1 月 1 日から VDS が実施されている場所に入場できるのは、ワクチン接種完了者、（感染から）回復した人、医学的にワクチン接種ができない人、または 12 歳以下の子供のみとなる。
- ・ JSS（Jobs Support Scheme）の支援措置（詳細 Annex C）などを縮小する。

Annex C：<https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/default-document-library/mtf-press-release---annex-c-20-nov-2021.pdf>

- ・ 初期接種（通常は 2 回の mRNA ワクチン接種）の完了後 5 か月後からブースター接種を受けることができるようになり、その前に SMS による案内が送信される。ブースター接種の対象となるが、SMS の案内を受け取っていない場合は、すべてのモデルナ・ワクチン・センターで、予約なしでブースター接種を受けることができる。

（モデルナ・ワクチン・センター：<https://www.onemap.gov.sg/main/v2/vaccination>）

本内容につきましては、既に日本大使館の HP にて邦訳された情報が掲載されておりますので、ご確認下さい。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100262396.pdf>

また、本内容（原文）につきましては、下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/resuming-our-transition-towards-covid-resilience>

以上

<本件担当> JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中！ like! us on JCCI Facebook （<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>）